

学校給食における  
食物アレルギー対応の手引き  
(素案)

平成31年1月  
白井市教育委員会

## 目 次

はじめに	・・・ 1
1. 学校給食における食物アレルギー対応の原則	・・・ 2
2. 学校給食における食物アレルギー対応レベル	・・・ 2
3. 食物アレルギーのある児童・生徒への対応	・・・ 3
4. 学校給食におけるアレルギー対応の対象とする児童・生徒	・・・ 4
(1) 詳細な献立表又は弁当での対応	
(2) アレルギー対応食（除去食）での対応	
5. 除去食について	・・・ 5
(1) 除去対象食物	
(2) 除去食の提供	
(3) 対応可能人数	
6. 除去食の調理方法	・・・ 6
(1) 給食センター	
(2) 桜台小中学校	
7. 学校給食対応レベルの決定について（除去食等の決定）	・・・ 6
(1) 共通事項	
(2) 除去食を希望しない場合	
(3) 除去食を希望する場合	
8. 除去食の配送・受渡し・配膳・喫食：誤食をふせぐために	・・・ 10
(1) 給食センターの除去食手渡し手順	
(2) 桜台小中学校の除去食手渡し手順	
(3) 給食時の教室での対応と指導	
9. 教職員等の役割	・・・ 12
(1) 校長（教頭）	
(2) 学級担任	
(3) 教職員	
(4) 給食主任・保健主事	
(5) 養護教諭	
(6) 学校給食センター長及び桜台小中学校栄養士	
(7) 学校給食センター栄養士及び桜台小中学校栄養士	
(8) 学校給食センター及び桜台小中学校の専任調理員	
(9) 教育委員会	

10. 児童・生徒への対応	・・・14
(1) 保健指導	
(2) 栄養指導	
(3) 生活指導	
(4) 自己管理能力の育成	
(5) 周りの児童・生徒への指導	
11. 学校給食以外での配慮	・・・15
(1) 教材教具等への配慮	
(2) 食に関する活動での配慮	
(3) 遠足・校外学習での配慮	
(4) 宿泊を伴う学習での配慮	
* 31年度のスケジュール（給食センターに限る）	・・・17

各種様式

アレルギー対応に関する調査表	(第1号様式)
食物アレルギーなどによる学校給食停止願い	(第2号様式)
学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）	(第3号様式)
アレルギー対応食（除去食）希望に関する個別面談申込書	(第4号様式)
食物アレルギー問診票（保護者記入用）	(第5号様式)
アレルギー対応食（除去食）実施申請書（新規・継続）	(第6号様式)
アレルギー対応食（除去食）実施決定通知書	(第7号様式)
アレルギー対応食（除去食）停止願い	(第8号様式)
アレルギー対応食（除去食）停止通知書	(第9号様式)

## はじめに

本市の学校給食共同調理場（以下「共同調理場」）は昭和54年に開設され、現在は小学校8校、中学校4校へ給食の提供を行っています。

また平成6年には桜台小学校、桜台中学校（以下「桜台小中学校」という。）の新設に伴いそれぞれに単独調理場が設置され、桜台小学校、桜台中学校の給食が開始されました。

しかしながら、年数の経過とともに老朽化が進み、また時代の変化に対応することが難しい状況となっています。特に昭和54に開設された共同調理場では、施設・設備の老朽化が深刻となったことから、引き続き、栄養バランスの取れた、安全で安心な給食を提供していくため、平成31年度の開設を目指し、新たな調理場（以下「給食センター」いう）を整備しているところです。

給食センターの整備に当たっては、生活環境や食生活の変化にともない、食物アレルギーを有する児童・生徒が年々増加傾向にあることから、アレルギー除去調理室を設け、一人でも多くの食物アレルギーを有する児童・生徒が、他の児童・生徒と同じように給食を楽しむことを目指し、平成31年9月以降から食物アレルギー対応食を提供していくこととしております。

また、現に一部アレルギー対応食（除去食）の提供を行っている桜台小中学校においては、施設や設備の制約がある中、可能な限りの対応を行っています。

これらのことから、教育委員会では、平成30年3月に学校生活における食物アレルギーの取り組み方針として「白井市公立学校における食物アレルギー対応の基本方針」を策定しました。

今後、給食センターにおいても、食物アレルギー対応食の提供を開始することから、この度、桜台小中学校と共有して活用できる「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成しました。

各学校においては、本手引きを基に、アレルギーを有する児童・生徒にかかわる多くの関係者が情報を共有し、綿密な連携を図り、組織として食物アレルギーを有する児童・生徒に対応していただきますようお願いいたします。

なお、学校給食における食物アレルギーへの対応は、その第一歩を踏み出したところです。特定の食材の除去から進めていくこととしましたが、今後も調査・研究を進め、より充実した対応を図っていきたいと考えております。

平成31年1月  
白井市教育委員会

## 1. 学校給食における食物アレルギー対応の原則

学校給食は、必要な栄養を摂ることだけではなく、全ての児童・生徒が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための役割も担っています。このことは食物アレルギーのある児童・生徒にとっても変わりはなく、食物アレルギーの児童・生徒が他の児童・生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが大切です。

しかしながら、食物アレルギーによる事故は、時に生命にかかわります。

教育委員会では、「白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針」において、食物アレルギー対応の原則とし、「教育委員会各機関は相互に連携し、児童・生徒の安全を最優先とし、取り組むものとする。」としています。

学校給食においても、児童・生徒に関わるすべての者がこのことを十分認識するとともに、実情に合わない無理な対応を避け、医師の指示のもと、対応可能な範囲で、児童・生徒へアレルギー対応給食を提供します。

## 2. 学校給食における食物アレルギー対応レベル

学校給食における食物アレルギー対応としては、主に以下の4つのレベルに分けられます。

対応するレベルを決定する際には、各調理場の施設や設備、環境、児童・生徒の状況の実情を踏まえ、保護者と協議し、児童・生徒の安全が確保されることを前提とします。

ただし、レベル4（代替食）については対応しません。

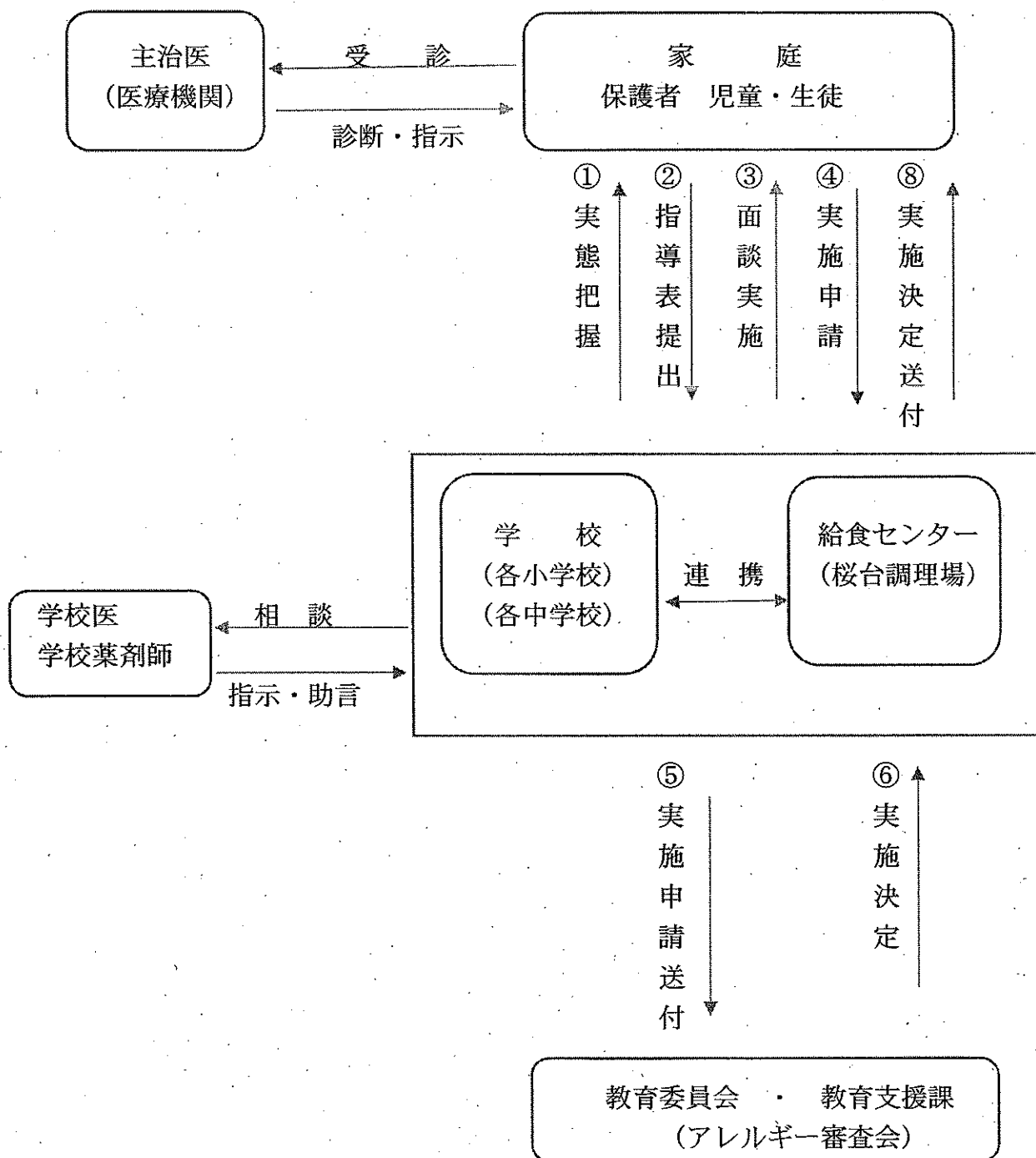
食物アレルギー対応食提供レベル表

対応レベル	対 応	内容及び対応例
レベル1	詳細な献立表対応	給食献立の原材料名を記載した献立表を学校や保護者が閲覧できるようにする。 保護者が内容を確認し、担任の指示若しくは児童・生徒が自ら除去対応を行う。
レベル2	弁当対応	○一部弁当対応 除去対応において提供が困難な場合、その献立に対してのみ部分的に家庭から弁当持参とする。 ○完全弁当対応 食物アレルギー対応が困難なため、すべて家庭から弁当持参とする。
レベル3	除去食対応	原因食物を給食から除いて提供する。
レベル4	代替食対応	除去した食物に対しての何らかの代替をし、なおかつ献立の栄養量を考慮した完全な給食を提供する。

3. 食物アレルギーのある児童・生徒への対応

食物アレルギーのある児童・生徒への対応については、保護者の他、個々の症状や主治医の指示を確実に把握し、学級担任、養護教諭、栄養士（栄養教諭を含む）をはじめ全職員の共通理解のもと対応にあたる必要があります。また学校医、学校薬剤師等との連携も必要となります。

特に学校給食において、アレルギー対応食（除去食）を提供する際には、保護者との面談を行うなど、保護者、学校、教育委員会が相互に連携を図り、的確に対応します。



## 4. 学校給食におけるアレルギー対応の対象とする児童・生徒

## (1) 詳細な献立表又は弁当での対応

次の2つの事項に該当すること。

- ① 医師の診察・検査により食物アレルギーと診断され、特定の食物に対して対応の指示があること。
- ② 「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）（様式第3号、以下「指導表」）」が提出されていること。

## (2) アレルギー対応食（除去食）（以下「除去食」）での対応

次の4つの事項に該当すること。

- ① (1) の①及び②に該当すること。
- ② 家庭でも医師から指示された対応を行っていること。
- ③ アナフィラキシーショック症状を過去に発症した児童・生徒・生徒については、医師の許可があり、安全が十分に確保できると判断できること。
- ④ 市が除去対象としている食物（5. (1) 除去対象食物）により指定) をアレルゲンにもち、調理の段階で予め特定の食物を除去しなければ、その料理を一切食べられないこと。

(調理の段階で特定の食物を除去しなくても、できあがった料理から、自分で特定の食物を取り除くことでその料理が食べられる場合はこれに当てはまらない。)

注 上記の全ての事項に該当する児童・生徒であっても保護者との協議などにより、詳細な献立表対応及び弁当対応を行う場合があります。

## \*医師の診断・指示の必要性と学校生活管理指導表について

学校給食における食物アレルギーへの対応、特に除去食の提供にあたっては、多くの手間と費用を要することから、あくまでも例外的な対応であり、保護者の希望に沿って行うものではありません。

アレルギーの原因となる食物や症状は一人ひとり異なり、誤った対応は重篤な症状を引き起こす場合もあります。さらに、好き嫌いや偏食と区別するため、医師の診断・指示に基づき、除去食を実施していくこととします。

そこで、学校給食においてアレルギー対応の対象とする児童・生徒には、医師の診断とそれを確認するために「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須としたものです。

5. 除去食について

(1) 除去対象食物

- ①給食センター 卵及び乳（両方の食物を除去した調理となります。）
- ②桜台小中学校 卵

なお、桜台小中学校では、アレルギー食物除去調理室が整備されていないことを前提とした除去食の提供となります。

**\* 除去対象食物について**  
調理場の施設・設備等を前提として、また大量調理を行う学校給食において、多くの原因食物を除去の対象とすることは、極めて困難です。  
従いまして、学校給食の安全を図る観点から、食物アレルギーとしている児童・生徒が多く、提供頻度が多い食物を対象とします。

(2) 除去食の提供

- ① 除去食は、通常の献立を基本とし、アレルギーの原因となる食物を除いて調理したものを提供します。
- ② 給食センターでは、除去食であっても簡易代替品を提供できる場合は代替品（例：パンの代替えとして白米等）を提供します。ただし、栄養価を確保するものではありません。また、桜台小中学校では原則、代替品の提供はありません。
- ③ 特定の食物を除去（簡易な代替品の提供も不可）することで、料理として成立しない場合（例えば、卵除去のオムレツ等）は、除去食の提供ができないため、家庭から代替りのものを持参してもらいます。
- ④ 除去食の提供又は家庭から代替りのものを持参した場合でも給食費は全額いただきます。  
ただし、飲用牛乳のみ停止する場合、又は飲用牛乳のみ提供する場合は、給食費を精算します。
- ⑤ 給食に含まれる食物の詳細は、学校および保護者が閲覧できるようにします。
- ⑥ 除去食により不足する栄養価は、家庭の食事で補っていただきます。

**\* 給食費取扱い一覧**

	除去食又は自己除去	一部弁当対応	全て弁当対応	飲用牛乳の停止	飲用牛乳のみ提供
給食費徴収区分	徴収する	徴収する	徴収しない	牛乳代金精算	牛乳代金徴収



(3) 対応可能人数（飲料牛乳停止を除く）

①給食センター 50名以内

ただし、症状、学校や給食センターの実情を考慮し、決定します。

②桜台小中学校 若干名

症状、桜台小中学校の実情を考慮し、決定します。

6. 除去食の調理方法

(1) 給食センター

① 除去食は、使う食材を別に確保し、調理が必要なものはアレルギー除去調理室で調理します。

② 調理したものは、対象児童・生徒の学校名・クラス名・氏名を記入した個別容器に入れ、専用食器と一緒にかごに入れます。かごには、学校名・クラス名・氏名を明示します。

(2) 桜台小中学校

① 除去食は、原因食物（卵）を加える前の調理段階において、釜から小鍋に移し替えするなどし、その後同じ調理場内で調理します。

②調理したものは、一般の児童・生徒と同様の食器に個別に盛り付け、トレーには対象児童・生徒の氏名を明示します。

7. 学校給食対応レベルの決定について（除去食等の決定）

(1) 共通事項

① 学校から「食物アレルギーに関する調査表（第1号様式、以下「調査表」）」を配布し、アレルギー対応に関し配慮を希望する児童・生徒を把握します。

② 食物アレルギー対応に関し配慮を希望する児童・生徒には、更に学校から指導表を配付し、医師の診断などを記載のうえ、学校に提出してください。

(2) 除去食を希望しない場合

① 調査表で、詳細な献立対応又は弁当持参を選択してください。

② 完全弁当持参の他、牛乳停止又は牛乳のみ飲用を希望する場合は、「学校給食停止願（第2号様式、以下「給食等停止願」）」を学校に提出してください。

（給食等停止願提出後、1週間程度で停止）

(3) 除去食を希望する場合

① 学校から配布された調査表の質問9で「除去食」を選択してください。

② 「アレルギー対応食（除去食）希望に関する個別面談申込書（第4号様式、以下「面談申込書」）」及び「食物アレルギー問診票（保護者記入用）（第5号様式）」を提出してください。

式、以下「問診票」)」を提出してください。

③ 面談の結果、除去食の提供が適当と判断される場合は、「学校給食食物アレルギー対応食（除去食）実施申請書（第6号様式、以下「実施申請書」）」を提出してください。

④ 実施申請書の提出後、教育委員会で除去食実施の可否を審査し、その結果を「アレルギー対応食（除去食）実施決定通知書（第7号様式、以下「実施決定通知書」）」より通知します。

なお、具体的な流れは次のとおりです。

ただし、平成31年度については9月以降に除去食の提供を開始することとし、その具体的な流れについては、P17の「平成31年度の場合」を参照してください。

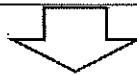
- ・小学校へ新入学する場合（平成31年度の給食センターを除く）  
10月～11月 就学児検診

①学校から新入学児童の保護者へ調査表（第1号様式）を配布  
\*食物アレルギーに関することや学校給食における除去食の希望などを調査



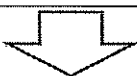
2月 入学時説明会

②新入学児童の保護者から学校へ調査表を提出  
③調査の結果、食物アレルギーがある児童の保護者に対し、指導表（第3号様式）を配布  
\*完全弁当持参の他、牛乳停止又は牛乳のみ飲用を希望する場合は、給食停止願い（第2号様式）を保護者に配布  
\*指導表で必要となる医療機関での受診費用は自己負担



4月上旬（入学後）

④保護者から学校へ指導表を提出  
⑤除去食を希望する場合は、面談申込書（第4号様式）及び問診票（様式第5号）を提出  
⑥学校は給食センターへ調査表、指導表等の写しを送付し、面談日を調整



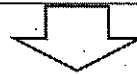
5月中

⑦保護者と面談（保護者、学校、給食センター）  
⑧面談の結果、除去食の提供が適当と判断される場合は、保護者は学校を通し給食センターへ実施申請書（第6様式号）を提出  
\*桜台小中学校の面談については、給食センター及び該当校の栄養士も参加



6月中旬

⑨アレルギー審査会開催（各児童・生徒の対応レベルを決定）  
⑩可否については、教育委員会から学校を通し保護者へ実施決定通知書（第7号様式）により通知



7月1日

⑪除去食の提供開始  
\*年度途中の新規の場合は、調査表等の提出後、90日を経過した日の翌月1日から給食を提供します。  
\*アレルギー審査会で、除去食の実施が不可となった場合は、詳細献立表又はお弁当での対応となります。

\*除去食提供開始までは、弁当持参等の対応となります。

・継続の場合（市内公立中学校の進学時を含む）（平成31年度は除く）

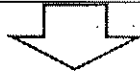
1月中旬

①学校より現在除去食を提供している児童・生徒の保護者へ実施申請書及び指導表を配布



2月中旬

②保護者より学校へ実施申請書及び指導表を提出  
③引き続き除去食の実施希望がある場合は、実施申請書及び指導表の写しを給食センターへ送付



3月初旬

④学校と給食センターにて対応を協議（進学時には、進学校を含めて協議）  
⑤④の協議の結果、医師の診断内容及び児童・生徒・生徒の状況に大きな変化が認められる場合は、別途、保護者と面談を実施



3月下旬

⑥アレルギー審査会開催（児童・生徒の対応レベルを決定）  
⑦教育委員会から学校を通し保護者へ可否を実施決定通知書により通知  
\* 中学校進学時の場合は、給食センターから進学先校へも通知



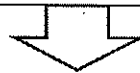
4月

⑧除去食の提供開始

・除去食を停止する場合

随時

①保護者から学校へ1カ月以内に医師が追記した指導表を添付し「学校給食食物アレルギー対応食（除去食）停止願」（第8号様式、以下「停止願」）を提出



随時

②学校は提出された停止願を速やかに給食センターに提出  
③教育委員会から学校を通し保護者へ「学校給食アレルギー対応食（除去食）停止通知書（第9号様式）」により通知



停止願提出後、15日以内に停止

④除去食の停止

## 8. 除去食の配送・受渡し・配膳・喫食：誤食を防ぐために

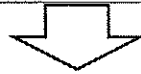
給食の誤食を防ぐために必要なことは、第一に除去食を確実に対象児童・生徒へ届けるためのルールを整備することです。

そこで、除去食を確実に本人へ届けるための基本的な流れを示すとともに、給食時に学級担任等が注意すべき事項について示します。

### (1) 給食センターの除去食手渡し手順

#### 調理員

- ①除去食を個別容器に入れ、専用のカゴに入れる
- ②個別容器とそれを入れるカゴには、学校名・クラス名・氏名を明示
- ③配送車に積み込む際に配送員に手渡し、受領確認表にサイン



#### 配送運転手

- ①調理員からカゴに入った除去食を受け取り、受領確認表にサイン
- ②カゴに入った除去食を学校の配膳員に手渡し



#### 配膳員担当者

- ①配送運転手からカゴに入った除去食を受け取り、受領確認表にサイン
- ②教室で学級担任に袋に入った除去食を手渡し



#### 学級担当等

- ①配膳員から除去食を受け取り、受領確認表にサイン
- ②除去食提供児童・生徒等とともに学校名・クラス名・氏名を再度確認し、併せて献立名と対応内容を伝え、手渡し



#### 除去食提供児童・生徒

- ①除去食をカゴから出し、専用食器で喫食（別の食器には移さない）
- ②お代わりは通常食を含め不可



#### 学級担任

- ①喫食後、喫食状況を受領確認表に記入
- ②食べ残しは、専用容器に戻す（通常食の食缶には入れない）
- ②容器と食器をカゴに入れ、配膳員へ送付
- \*除去食提供児童・生徒が欠席の場合は、お代わりとして配食不可

(2) 桜台小中学校の除去食手渡し手順

調理員

- ①除去食を食器に盛り付け、クラス名・氏名を明示  
ただし、喫食できる通常食は除外
- ②学級まで運び、学級担任に手渡し、受領確認表にサイン



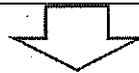
学級担当等

- ①調理員から除去食を受け取り、受領確認表にサイン
- ②除去食提供児童・生徒等とともにクラス名・氏名を再度確認し、献立名と対応内容を伝え、手渡し



除去食提供児童・生徒

- ①除去食を受け取り後、通常食を盛り付け
- ②お代わりはアレルギーを含まない通常食のみ可能
- ③喫食後、食器は他の児童・生徒と同じく返却



学級担任

- ①喫食後、喫食状況を確認
- \* 除去食提供児童・生徒等が欠席の場合は、お代わり用として配食可

(3) 給食時の教室での対応と指導

食物アレルギーがある児童・生徒が在籍する学級では、給食時の教室での対応と指導内容について、特段の配慮が必要となります。

以下は、給食準備、給食時間、給食終了時に配慮すべき事項です。

食物アレルギーのある児童・生徒への対応はもちろんのこと、他の児童・生徒に対する対応と指導も極めて重要であり、特に除去食提供する場合は、学級担任だけでなく他の職員が応援に入るなど配慮してください。

給食準備時

- 食物アレルギーがある児童・生徒への対応・指導
  - ・食物アレルギーがある児童・生徒が給食当番を行う場合は、アレルギーに触れないように配慮する。
- 学級の他の児童・生徒への対応・指導
  - ・学級担任等は、食物アレルギーがある児童・生徒はもちろん、当番や他の児童・生徒への説明を十分に行い、誤配がないよう注意する。
  - ・アレルギーが当該児童・生徒の食器等に付着しないよう注意する。

## 給食時間

## ○食物アレルギーがある児童・生徒への対応・指導

- ・食物アレルギーがある児童・生徒に確実に配食されたか確認した上で、食べ始める。
  - ・除去食を喫食する児童・生徒は、「いただきます」をした後で、専用容器で喫食する。
  - ・除去食を喫食する児童・生徒には、お代わりはできない旨を理解させる。
- \*桜台小中学校は、通常食と同じ食器を使用し、アレルゲンを含まない通常食のみおかわり可

## ○学級の他の児童・生徒への対応・指導

- ・学校の他の児童・生徒には、食物アレルギーは好き嫌いでないことを理解させ、食べることを強要したり、勧めたりしないように指導する。
- ・食事中は、周りの児童・生徒からの食物接触や誤配・誤食に十分注意する。
- ・誤配、誤食があった場合は、緊急時の対応に沿って対応する。

## 給食終了時

- ・誤食が無かったか食物アレルギーがある児童・生徒に確認する。
  - ・食物アレルギーがある児童・生徒の喫食状況や健康観察を行う。
  - ・除去食の食べ残しは、専用容器に戻します。
- \*桜台小中学校の食べ残しは、通常食と同じ食缶へ

## 9. 教職員等の役割

食物アレルギーを有する児童・生徒が、学校生活を「安全・安心」に送るためには、各職員別の任務の自覚と行動、相互協力が不可欠となります。

## (1) 校長（教頭）

- ①適切な対応をするよう指導するとともに、職員が共通理解するための機会の設定及び指導・監督を行います。
- ②保護者との連絡を密にし、児童・生徒の実態を把握できるようにします。
- ③除去食を安全に児童・生徒へ提供できるよう、校内体制を整えマニュアル化します。

\*本手引き「7(1)及び7(2)」を参照

- ④除去食実施に当たっては、給食センターの配送校では、給食センター（桜台小中学校では、当該校の栄養士）との連絡系統（窓口、担当者等）を明確にしておきます。特に、給食センターからの緊急連絡に備え、必ず対応者がいるようにします。

## (2) 学級担任

- ①保護者からの連絡をすぐに養護教諭等に伝えられるようにしておきます。

- ②食物アレルギー対応を必要とする児童・生徒が楽しい給食時間が送れるよう配慮します。
- ③必要書類の提出が円滑に行われるよう、保護者や給食センター職員（桜台小中学校では当該校の栄養士を含む）との連携を密にしておきます。
- ④個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。
- ⑤食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒にも機会をもって伝えます。
- ⑥緊急時の対応、連絡先の確認をしておきます。
- ⑦受領確認表に喫食状況の記入、確認者署名をします。
- ⑧除去食を確実に該当児童・生徒へ配食します。
- ⑨給食時間において、食物アレルギーのある児童・生徒は除去食以外の喫食はできないことに注意します。（桜台小中学校では、アレルゲンを含まない通常食は喫食可能）

### （3）教職員

- ①学校ごとに、対象児童・生徒の実態を把握し、共通理解をしておきます。
- ②学級担任が不在の場合、サポートに入る職員は、除去食提供児童・生徒のアレルギーの内容等を把握し、学級担任と同等の対応ができるようにします。

### （4）給食主任・保健主事

- ①個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。
- ②対象児童・生徒の実態を把握し、学級担任、養護教諭、栄養士、栄養教諭等との連携を図ります。

### （5）養護教諭

- ①個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。
  - ・アレルゲンとなる食物
  - ・食物アレルギー症状
  - ・かかりつけの病院や主治医
  - ・食物アレルギー症状が出る量及び調理形態
- ②学級担任、他の校内職員、給食センター栄養士等との連携を図ります。
  - ・学級担任・・・・・・・・・・ 該当児童・生徒の食物アレルギー状況の情報を提供します。
  - ・他の校内職員・・・・・・・・ 食物アレルギーの正しい知識と対応について普及します。
  - ・栄養士・・・・・・・・・・・・ 学校給食で対応している児童・生徒についての情報交換します。



③アレルギー症状が出た場合の措置方法を確認しておきます。

該当児童・生徒が誤食した場合や、運動後に食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先の確認をしておきます。

(6) 学校給食センター長及び桜台小中学校栄養士

- ①調理場内の職員への共通理解がもてるよう指導します。
- ②保護者と面談した際、基本的な考え方等を説明します。

(7) 学校給食センター栄養士及び桜台小中学校栄養士

- ①個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。
- ②学校給食でどのような対応ができるのかを判断します。
- ③学校給食での対応が決定後、確実に該当児童・生徒への除去食を提供します。
- ④給食時の指導について、学校に状況を伝えてアドバイスします。
- ⑤献立作成時に、代表的なアレルゲンができるだけ重複しないよう配慮します。
- ⑥配食校との連絡を密に、児童・生徒の実態が把握できるようにします。

(8) 学校給食センター及び桜台小中学校調理場の専任調理員

- ①対象児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認します。
- ②栄養士の調理指示をもとに、除去する食物や作業動線図を確認した上で、作業工程をチェックしながら調理作業にあたります。
- ③アレルゲンの混入に十分注意し、ラベル等の表示を確認して誤配を防ぎます。

(9) 教育委員会

- ①アレルギー審査会にて、対応の可否等を決定します。

\*アレルギー審査会は、教育部長・教育支援課長・担当指導主事・栄養士（給食センター栄養士及び桜台小中学校栄養士）及び給食センター長で構成します。

## 10. 児童・生徒への対応

児童・生徒の発達段階に応じて、学級担任、養護教諭、保健主事、栄養士等が連携を図り、保健面、栄養面、生活面に関する以下の指導を行い、自己管理能力の育成を目指します。

### (1) 保健指導

学級担任、養護教諭及び保健主事が相互に連携を図り、安全で衛生的に準備・配膳・片付けができるように衛生指導を行います。

### (2) 栄養指導

栄養士と養護教諭が学校等で連携を図りながら指導を行います。除去食を行って

いる場合は、栄養の偏りや不足が生じることがあるので、失われた栄養価を別の食物を用いて補う必要があることについても指導していきます。

### (3) 生活指導

養護教諭、保健主事、栄養教諭等が学級担任と連携を図りながら、対象児童・生徒の食事に対する不安を取り除き、本人が精神的な負担を感じないように、体と心の両面から指導します。

### (4) 自己管理能力の育成

学級担任、養護教諭及び保健主事は、対象児童・生徒本人が自分の食物アレルギーを認識できるよう支援していきます。また学校給食の献立に使用されている食物を調べたうえで、食べないとか、量を加減するといった自分の健康状況に応じた食べ方ができるように指導していきます。

### (5) 周りの児童・生徒への指導

学級担任は、養護教諭や保健主事と連携を図り、食物アレルギーに対して理解を持たせます。誰にでもなる可能性があること、好き嫌いや偏食ではないこと、自分にとっては何でもないものが人にとっては生命に関わることにつながる恐れがあるということをしっかり認識させ、「仲間はずれ」等対象児童・生徒がさみしい思いをしないように配慮します。

## 1.1. 学校給食以外での配慮

学校給食だけでなく、教材教具等にアレルゲンが含まれる場合や調理実習など食に関する学習活動、野外学習や修学旅行などでも食物アレルギーに配慮していく必要があります。その場合には、学級担任が保護者と連絡調整を十分に行い、児童・生徒の安全を確保します。

### (1) 教材教具等への配慮

教材や教具にアレルゲンが含まれる場合には、対応方法や活動内容の見直しを行うことが必要です。

アレルゲン	配慮すべき教材教具・学習活動例
小麦	小麦粘土、うどん・パン作り体験
乳	牛乳パックリサイクル活動、アイスクリーム作り体験
ピーナッツ	ピーナッツ豆まき、落花生の栽培
そば	そば打ち体験、そば殻枕
大豆	みそ作り

## (2) 食に関する活動での配慮

学校行事や学級活動、家庭科の調理実習、総合的な学習の時間、クラブ活動等で食に関する学習を行う場合には、学級担任が養護教諭等と共に食物アレルギーを有する児童・生徒への影響について事前に検討を行います。影響があると考えられる場合は、学級担任が保護者に連絡し、対応を確認した上で学習活動を実施します。

## (3) 遠足・校外学習での配慮

児童・生徒同士での弁当や菓子類のやり取りや、体験教室等で「試食コーナー」がある場合は、注意が必要です。食物アレルギーを有する児童・生徒には保護者から、周りの児童・生徒には学級担任から、注意するよう事前の指導が必要です。

## (4) 宿泊を伴う学習での配慮

宿泊を伴う活動で最も配慮が必要なのは食事です。事前に宿泊施設に対して食物アレルギーの状況を伝え、可能な限りの対応を申し出ます。また、本人と保護者には、事前準備の内容を十分に説明し、了解を得た上で宿泊学習等を実施します。

## (事前準備)

- ①事前打ち合わせの際に、参加する教職員全員で、どの児童・生徒にどのような食物アレルギーがあるかを確認します。
- ②宿泊施設の食事（食材）内容等、宿泊学習中の対応※について確認します。
- ③重篤な症状が出た場合を考えて、搬送する医療機関の確認をしておきます。
- ④エピペン® や内服薬等持参薬の有無や管理方法を確認しておきます。特に、登山等で緊急時に医療機関へ搬送するまでに時間がかかる場合は、保護者から主治医に相談し、エピペン®を2本準備することも検討します。

## ※宿泊学習中に想定される対応例

- ・除去食、代替食の提供 ・自宅からの食事の持参（レトルト食物等）
- ・おやつ、飲料の検討 ・枕の種類（そば殻等） ・移動時の昼食場所の検討
- ・現地の医療機関への協力要請 ・旅行会社との連携

31年度のスケジュール（給食センターに限る）

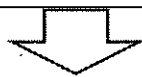
2月 入学時説明会等

- ①学校から新入学児童及び在校生の保護者へ調査表（第1号様式）を配布  
 ＊食物アレルギーに関することや学校給食における除去食の希望などを調査



4月上旬（入学・進級後）

- ②新入学児童等の保護者から学校へ調査表を提出  
 ③調査の結果、食物アレルギーがある児童の保護者に対し、指導表（第3号様式）を配布  
 ＊完全弁当持参の他、牛乳停止又は牛乳のみ飲用を希望する場合は、給食停止願い（第2号様式）を保護者に配布  
 ＊指導表で必要となる医療機関での受診費用は自己負担



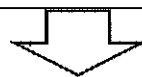
4月下旬

- ④保護者から学校へ指導表を提出  
 ⑤除去食を希望する場合は、面談申込書（第4号様式）及び問診票（様式第5号）を提出  
 ⑥学校は給食センターへ調査表、指導表等の写しを送付し、面談日を調整



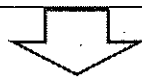
5月中～6月中旬

- ⑦保護者と面談（保護者、学校、給食センター）  
 ⑧面談の結果、除去食の提供が適当と判断される場合は、保護者は学校を通し給食センターへ実施申請書（第6様式号）を提出  
 ＊桜台小中学校の面談については、給食センター及び該当校の栄養士も参加



7月中旬

- ⑨アレルギー審査会開催（各児童・生徒の対応レベルを決定）  
 ⑩可否については、教育委員会から学校を通し保護者へ実施決定通知書（第7号様式）により通知



9月1日

- ⑬除去食の提供開始  
 ＊年度途中の新規の場合は、調査表等の提出後、90日を経過した日の翌月1日から給食を提供します。  
 ＊アレルギー審査会で、除去食の実施が不可となった場合は、詳細献立表又はお弁当での対応となります。

アレルギー対応に関する調査表

学校名	氏名	生年月日

保護者氏名	
-------	--

学年・組	記入日	保護者印
1年組		
2年組		
3年組		
4年組		
5年組		
6年組		

質問1. 食物アレルギーはありますか。  
 ない  ある  
 ない  ある  
 以上で終わりです。

以下の質問にお答えください。

質問2. 食物アレルギーの原因となる食物は何ですか。  
 ( )

質問3. 現在、除去している食物はありますか。  
 ない  
 ある 食品名 ( )

質問4. 今まで、どのような症状が出ましたか。  
 じんましん  下痢  吐き気  アナフィラキシーショック  
 その他 ( )

質問5. 食物を除去しているのは、医師の指示ですか。  
 医師の指示による  医師の指示ではなく、保護者の判断による  
 その他 ( )

質問6. エピペン®を処方されていますか。  
 いない  いる  
 いない  いる  
 何本処方されていますか。( 本 )  
 どこに保管していますか。( 家庭 ・ 学校 ・ 本人携帯 )  
 \* 該当箇所には○ その他 ( )

質問7. エピペン®以外で、アレルギーに関係して学校に持参する必要のある薬がありますか。  
 ない  
 ある 薬品名 ( )

質問8. 学校生活での食物アレルギーに対する配慮を希望しますか。  
 希望しない  希望する  
 \* 以上で終了です。 \* 学校生活管理指導表の提出が必要です。

質問9. 学校給食での食物アレルギーの対応を希望しますか。  
 希望しない  詳細な献立の提供を希望  自己除去  
 全部弁当持参  一部弁当持参  除去食

## 第1号様式

### 注意事項

- \* 学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を全教職員及び給食を提供する調理場で共有させていただく場合がございます。
- \* 学校での食物アレルギーに対する配慮を希望する場合は、学校生活管理指導表を提出が必要となります。
- \* アレルギー対応食は、給食センターでは卵及び乳の両方の食物を除去した調理となります。  
桜台小中学校では卵を除去した調理となります。
- \* アレルギー除去食の提供には、別途、学校等での面談や実施申請書が必要です。また面談等の結果、ご希望に添えない場合がございます。

## 食物アレルギーなどによる学校給食停止願い

平成 年 月 日

白井市教育委員会 宛  
 学校長 宛

保護者氏名 ㊟

学校名	学 校	ふりがな 氏 名	
	学 年 組	生年月日	
住 所		電 話	(      )

食物アレルギーなどにより下記のとおり学校給食又は牛乳を停止願います。

記

- |           |         |           |
|-----------|---------|-----------|
| 1. 項 目    | 1. 全て停止 | 2. 牛乳のみ停止 |
| 2. 新規又は継続 | 新規 ・ 継続 |           |
| 3. 理 由    | _____   |           |
| 4. 症 状    | _____   |           |

かかりつけの病院： \_\_\_\_\_

主治医： \_\_\_\_\_

- \* アレルギー対応食（除去食）を希望する場合は、学校等との面談などが必要となりますので、「アレルギー対応食（除去食）希望に関する個別面談申込書」及び「食物アレルギー問診票（保護者記入用）」を提出してください。
- \* 食物アレルギーが原因で、学校給食等を停止する場合は、学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）を添付してください。

以下、学校等記入欄

上記のとおり申請書の提出がありましたので、給食センターへ送付します。

学 校				
校 長	教 頭	養護教諭	給食担当	学級担任



給食センター		
センター長	栄養士	班員

(受付日 平成 年 月 日)

(送付日 平成 年 月 日)

①保護者 ⇒ ②学校（コピー保管） ⇒ ③給食センター（原本）

\* 桜台小中学校については、給食センターへ送付不要





# 学校生活管理指導表 (食物アレルギー疾患用)

学校名 \_\_\_\_\_

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

(男・女)

平成 年 月 日生( 歳)

アナフィラキシーを起こしたことは、ありますか？ (あり・なし)

アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」)は持っていますか？ (あり・なし)

病型・治療	学校生活上の留意点
<b>A. 食物アレルギーの病型</b> 1. 即時型 (原因食物を食べて2時間以内に症状が出る) 2. 口腔アレルギー症候群 (食後5分以内に口の中に症状が出る) 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (原因となる食物を食べて2時間以内にある程度の運動をすることによりアナフィラキシー症状を起こす)	<b>1. 給食の対応</b> ① 管理不要 ② 保護者と相談し決定
<b>B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> 1. 食物(原因) _____ ) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____ ) 3. 運動誘発アナフィラキシー _____ ) 4. 昆虫 _____ ) 5. 医薬品 _____ ) 6. その他( _____ )	<b>2. 食物・食材を扱う授業・活動</b> ① 配慮不要 ② 保護者と相談し決定
<b>C. 原因食物・診断根拠</b> 該当する食品の番号に○をつけ、<< >>内に診断根拠を記載 1. 鶏卵 << >> 2. 牛乳・乳製品 << >> 3. 小麦 << >> 4. そば << >> 5. ピーナッツ << >> 6. 種実類、木の実類 << >> ( _____ ) 7. 甲殻類(エビ、カニ) << >> ( _____ ) 8. 果物類 << >> ( _____ ) 9. 魚類 << >> ( _____ ) 10. 肉類 << >> ( _____ ) 11. その他1 << >> ( _____ ) 12. その他2 << >> ( _____ )  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【診断根拠】</b>該当するものを&lt;&lt; &gt;&gt;内に記載                          ①明らかな症状の既往      ②食物負荷試験陽性                          ③IgE抗体等検査結果陽性                     </div>	<b>3. 運動(体育・部活動等)</b> ① 管理不要 ② 保護者と相談し決定  <b>4. 宿泊を伴う校外活動</b> ① 配慮不要 ② 食事やイベントの際に配慮が必要
<b>D. 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬・ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他( _____ )	<b>5. その他の配慮事項・管理事項(自由記載)</b>
◎喘息はありますか？ (はい・いいえ)	
<b>【医療機関名】</b>  _____	
<b>【医師名】</b>  _____ 印	
<b>【記載日】</b> 年 月 日	<b>【保護者名】</b>  _____ 印
緊急時連絡先	<b>【保護者】</b> ① _____ 印 ② _____ 印
	<b>【医療機関名】</b>  _____ 印

\*学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を全教職員及び給食を提供する調理場で共有させていただきます。

\*緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を医療機関等へ情報提供させていただきます。  
 \*保護者の押印を必ずお願いします。



アレルギー対応食（除去食）希望に関する個別面談申込書

平成 年 月 日

学校長 宛て

保護者氏名 印

食物アレルギー除去食を希望するため、個別面談を申し込みます。

学年	組	児童生徒名	男・女
----	---	-------	-----

○個別面談希望日

平成 年 月 日 ~ 月 日までの間の平日で、都合の良い日を第3希望まで記入してください。なお、面談は放課後となります。

第1希望日	月 日 午後 3時・3時半 4時・4時半
第2希望日	月 日 午後 3時・3時半 4時・4時半
第3希望日	月 日 午後 3時・3時半 4時・4時半

連絡先電話番号： ( )

\*平成 年 月 日までに、添付の問診表及び学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）に必要事項を記入の上、学級担任まで提出してください。

学校で切り取り

学校給食食物アレルギー除去食個別面談日のお知らせ

食物アレルギー除去食希望の個別面談を下記の日程で行います。

学年 組	児童生徒名	男 女
面 談 日	平成 年 月 日 ( ) 午後 時 分~	
面 談 場 所	学校 場所：	

\*この用紙を切り取り、面談日の1週間前までに学校から保護者へ送付

食物アレルギー問診票（保護者記入用）

記入日 年 月 日

学校名 学校 ふりがな 児童・生徒 (男・女)		生年月日 年 月 日
アレルギー原因食物名 *学校生活管理指導表に記載してある食物名を記載してください。		
医師 診察 経緯	病院名	何歳ごろ、何を食べたとき、どのような症状になりましたか     *アナフィラキシーショックの有無 無 有
	診察時の テスト項目	
	初診年月日	
	診察周期	
	病状の経緯	
現在実施治療法（食事療法・投薬等）		
その他の医師の指示		
家庭での食物アレルギーへの対応策		

学校等記入欄（面談日） H 年 月 日	(実施者) 学校： 給食センター：
説明後アレルギー除去食の希望について アレルギー除去食の提供の判断について	
・希望	・希望を取下げ
・適当	・不適當

アレルギー対応食（除去食）実施申請書（新規・継続）

平成 年 月 日

白井市教育委員会 宛て  
 学校長 宛て

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

学校名	学 校	ふり がな 氏 名	
	学 年 組	生年月日	
住 所	白井市	電 話	( )

医師の診断のもと、次の事項を確認の上アレルギー対応食（除去食）の実施を申請します。

1. アナフィラキシーショック症状を過去に発症したことがない又は、対応食（除去食）の喫食について医師の承諾を得ています。
2. 除去する食物アレルゲンは、次のとおりです。
  - (1) 給食センターは、卵及び乳の両方の食物を除去します。
  - (2) 桜台小中学校は、卵を除去します。

\*牛乳の停止を希望する場合は、別途停止届が必要となります。
3. 給食費は通常食と同様となります。  
 ただし、牛乳を停止している場合は、牛乳代を減額します。
4. 簡易な代替食では必要な栄養価を確保していません。
5. 簡易な代替食を提供できない場合は、一部弁当持参となります。
6. 対応食（除去食）は、専用のランチボックスで喫食します。（桜台小中学校を除く。）
7. 除去している食物の喫食が可能となった場合は、速やかに中止を願い出ます。

以下、学校等記入欄

上記のとおり申請書の提出がありましたので、給食センターへ送付します。

学 校				
校 長	教 頭	養護教諭	給食担当	学級担任



給食センター		
センター長	栄養士	班員

(受付日 平成 年 月 日)

(送付日 平成 年 月 日)

①保護者 ⇒ ②学校（コピー保管） ⇒ ③給食センター（原本）

アレルギー対応食（除去食）実施決定通知書

白 教 支 第 号  
平成 年 月 日

保護者名 様

白井市教育委員会 印

平成 年 月 日付で申請のあったアレルギー対応食（除去食）  
実施申請については、次のとおり決定したので通知します。

学校名	学 校	姓 名	
	学 年 組	生年月日	
決 定 内 容	除去食を実施する。 (給食センター:卵・乳の除去) (桜台小中学校:卵除去)		牛乳飲料を 停止する。 停止しない。
	除去食を実施しない。 ・詳細な献立での閲覧で対応		牛乳飲料を 停止する。 停止しない。
	除去食を提供しない。 ・弁当持参で対応(全部・一部)		牛乳飲料を 停止する。 停止しない。
除去食 開始月	平成 年 月から開始します。		
特 記 事 項			

①給食センター ⇒ ②学校(コピー保管) ⇒ ③保護者(原本)

白井市学校給食センター  
電話 047-492-1081

アレルギー対応食（除去食）停止願い

平成 年 月 日

白井市教育委員会 宛て  
 学校長 宛て

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

医師の診断のもと、学校給食におけるアレルギー対応食（除去食）の停止を願います。

なお、学校生活管理指導表に必要事項を記入し、併せて提出します。

学校名	学 校	氏 名	
	学 年 組	生年月日	
住 所	白井市	電 話	( )

\*アレルギー除去食の停止は停止願い提出後（学校受理後）、15日以内となります。

以下、学校等記入欄

上記のとおり申請書の提出がありましたので、給食センターへ送付します。

学 校				
校 長	教 頭	養護教諭	給食担当	学級担任



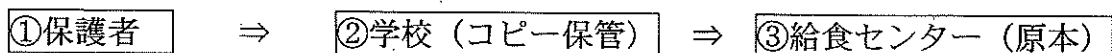
学校給食センター		
センター長	栄養士	班員

(受付日 平成 年 月 日)

(受付日 平成 年 月 日)

(送付日 平成 年 月 日)

(停止日 平成 年 月 日)



## アレルギー対応食（除去食）停止通知書

平成 年 月 日

保護者 様

白井市教育委員会 印

平成 年 月 日に提出があった「アレルギー対応食（除去食）停止願い」に基づき、下記のとおりアレルギー対応食（除去食）を停止します。

### 記

#### 1. 停止対象児童・生徒

学校名	学 校	氏 名	
	学 年 組	生年月日	
住 所	白井市	電 話	( )

#### 2. 停止日 平成 年 月 日から

①給食センター ⇒ ②学校（コピー保管） ⇒ ③保護者（原本）

白井市学校給食センター  
電話 047-492-1081